

(見直し案) 令和 8 年 7 月 1 日 第 1 6 回 推進 会議 資料 時点

## 第 2 期

# 広陵町まちづくり推進計画

(参画と協働のための基本指針)



令和 5 (2023) 年 3 月 策定

令和 9 (2027) 年 4 月 改訂



# 未来へつながるまちづくりのために

広陵町に関わるすべての人が参画・協働できる  
素敵なまちへ！



## なぜ今、まちづくりが必要なのでしょう？



Point 少子高齢化や人口減少、地域のつながりの変化、多様化するニーズなど、私たちのまちを取り巻く環境は大きく変化しています。

行政だけでは、多様な課題の解決が難しくなっており、このまちに暮らす一人ひとりが、まちに関心を持ち、それぞれの立場で関わる「協働のまちづくり」が必要となっています。

## まちづくりの主役は、一人ひとりの町民です！

お互いにつながることで、住み続けたいまちが生まれます。それぞれの役割は違っても、目指す未来は同じです。



**町民**  
できることを考え参画・協働

**議会**  
町民の声を町政に届ける

**行政**  
町民の声が反映された町政運営

## 私たちは「広陵町自治基本条例」を定めています！

まちづくりの基本となる考え方や、町民・議会・行政の役割や参画・協働の仕組みなどを明らかにし、参画・協働によるまちづくりを進めていくための「ルール」として「自治基本条例」を定めています！



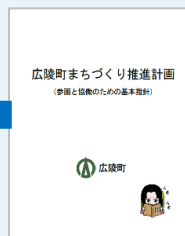
## 「広陵町まちづくり推進計画」は、まちづくりを進めていくための道しるべです。

### この計画の役割

自治基本条例に基づくまちづくりを具体的に進めていくために、「どのように取り組むか」及び「目標」を明らかにした行動計画です。

### 協働とは

協働を進めるための原則や方法、事例を示す



### 取組・目標

施策の方向性や取組、成果の目標を示す

### 計画の進め方

計画期間は5年間です。参画と協働の考え方を共有し、「知る・関わる・協働する・確かめる・見直す」の仕組みの中、柔軟に見直し、着実に進めていきます。

一人ひとりが主役です。みんなで考え、みんなで行動し、  
未来へつながるまちづくりを！

## 目次

### 第1章 広陵町まちづくり推進計画の策定について 1

- 1 推進計画策定の趣旨・目的
  - (1) 推進計画策定の背景(国の施策と環境の変化)
  - (2) 広陵町自治基本条例の施行
  - (3) 自治基本条例の理念を推進するために
- 2 推進計画の体系
  - (1) 推進計画とは
  - (2) 推進計画の主な内容
- 3 推進計画の計画期間
- 4 推進の体制と進行管理
- 5 参画と協働施策実施状況報告書

### 第2章 協働のまちづくりについて 7

- 1 参加、参画、協働とは
  - (1) 自治基本条例での定義
  - (2) 参加とは
  - (3) 参画とは
  - (4) 協働とは
- 2 協働の基本原則
- 3 協働の領域
- 4 協働の手法
- 5 協働を進めるステップ
- 6 参画と協働をスムーズに進めるために

### 第3章 協働のまちづくりの現状と課題 14

- 1 広陵町の現在と今後
  - (1) 広陵町の人口構成
  - (2) 広陵町の将来人口の推計
  - (3) 広陵町を取り巻く社会環境の変化
  - (4) 持続可能なまちづくり
  - (5) この町を愛する心を
- 2 協働のまちづくりの現状と課題
  - (1) 基礎的コミュニティ
  - (2) まちづくり協議会
  - (3) 町民公益活動等の現状と課題

## 第4章 協働に関する施策の展開

21

### 1 基本的な考え方

### 2 施策の方向性との取り組み

基本方針1 条例の周知及び情報の提供

基本方針2 参画及び協働の推進

基本方針3 まちづくり活動の支援

## 参 考 資 料

30

広陵町自治基本条例推進会議委員名簿・第2期推進計画策定の経緯・広陵町自治基本条例

## 第1章 広陵町まちづくり推進計画の策定について



自治基本条例 / 推進会議 / 推進計画

### 1 推進計画策定の趣旨・目的

#### (1) 推進計画策定の背景(国の施策と環境の変化)

平成12(2000)年に成立した地方分権一括法によって、国及び地方公共団体が担すべき役割が明確化され、**事務及び権限の移管や義務づけの緩和等**により地方公共団体は、地域の特性に基づいた政策を主体的に進めることができるようになりました。これにより、地方自治の可能性が広がる一方で、**地方公共団体**は住民に対する説明責任がこれまで以上に問われる**こととなりました**。住民の意向や地域の実態を正しく把握し、住民主体のまちづくりを進めていくためにも**住民と行政との「情報共有」、まちづくりへの住民の「参加・参画」**が重要になっています。

また、社会を取り巻く環境の変化(下図参照)により、これまで行政が担ってきた公共サービスだけでは、多様化・複雑化する地域課題や住民のニーズに対応することは難しくなってきました。町民、基礎的コミュニティ(区・自治会)、公益活動団体、地域自治団体(まちづくり協議会)、事業者など、多様な主体同士、また、行政との「協働」による公共サービスの提供と支え合いが不可欠となっています。

#### 社会を取り巻く環境の変化による課題

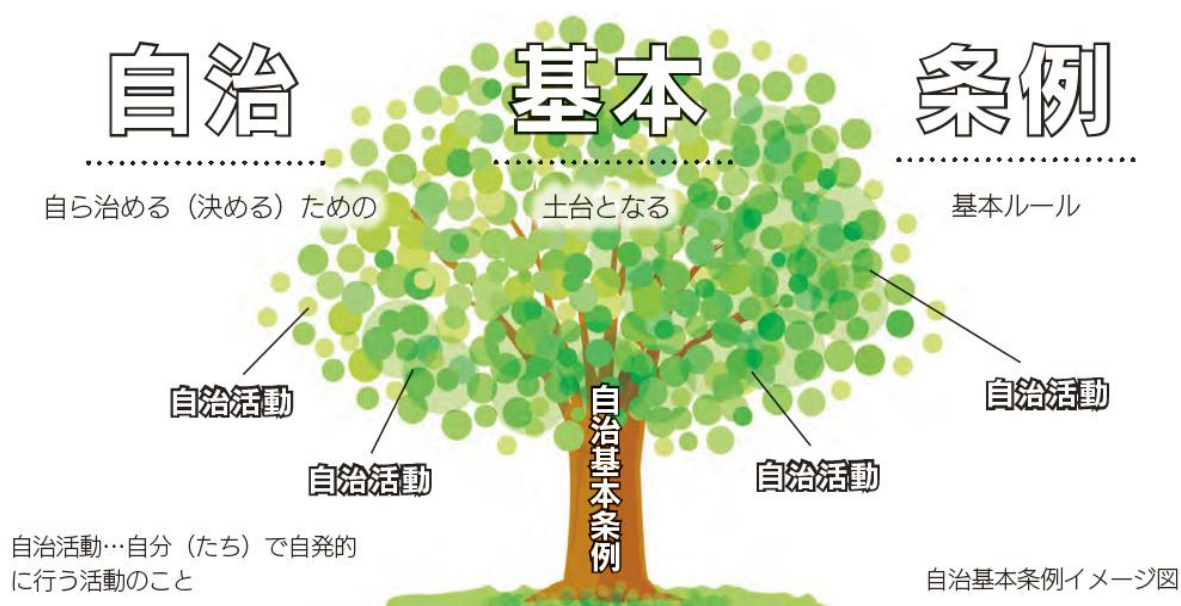
- 人口減少、少子高齢化社会…税収減少、将来の担い手は？
- 希薄化するコミュニティ…お互いの助け合いは？
- 多様化する住民ニーズ…核家族化(孤立・孤独)、防災・防犯等の要望対応は



行政だけでなく町民・町議会を含めた「協働のまちづくり」が必要

#### (2) 広陵町自治基本条例の施行

社会を取り巻く環境の変化の中、本町では、令和3(2021)年6月1日に「広陵町自治基本条例(広陵町みんなのまちづくり条例、以下「自治基本条例」という。)」を施行し、まちづくりの主体としての町民、町議会、行政が、互いの役割を認識しながら連携し、共通の目的のために協働して、住民自治を基盤としたまちづくりを進めていく際の基本ルールを定めました。



### (3) 自治基本条例の理念を推進するために

#### ① 広陵町自治基本条例推進会議の設置

令和3(2021)年11月に、自治基本条例第40条に基づく附属機関として「広陵町自治基本条例推進会議」(以下、「推進会議」という。)を設置しました。

推進会議は、自治基本条例に定める理念や規定が町政運営やまちづくり等に活用されているか、条例が適正に運用されているかについて検証及び評価や進捗管理等を行うことにより自治基本条例の推進に取り組んでいます。

#### ② 広陵町まちづくり推進計画策定の趣旨

自治基本条例の理念のもと多様な主体が互いに協力・連携することを通して、参画と協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針として具体的な計画が必要であると考え、「広陵町まちづくり推進計画」(以下、「推進計画」という。)の策定に動き出しました。

策定に当たっては、町民ワークショップでの意見交換や推進会議での審議、またパブリックコメント等、情報共有、参加・参画、協働に基づき検討を進め、成案としました。

以後、公募委員枠の見直し検討や、パブリックコメント手続実施要綱を定め、参画の機会の拡充に取り組んできました。

今回、令和7年度に自治基本条例の見直しを行ったことを受け、推進計画の計画期間満了を待たず、直近の状況を踏まえつつ、更なる推進を図るために「第2期広陵町まちづくり推進計画」(以下、「第2期推進計画」という。)を策定しました。

自治基本条例制定・推進計画策定後の取り組み



条例周知の取組

- 小中学校や地域、各団体への出前講座
  - 
  -
- 区長・自治会長会や地域での意見交換会(ワークショップ)
  -
- コミュニティカルの更新
- 施策実施状況報告書の作成・評価
- 広報記事掲載
  -
- 職員研修
  -
- 地域担当職員へのレクリエーション、研修

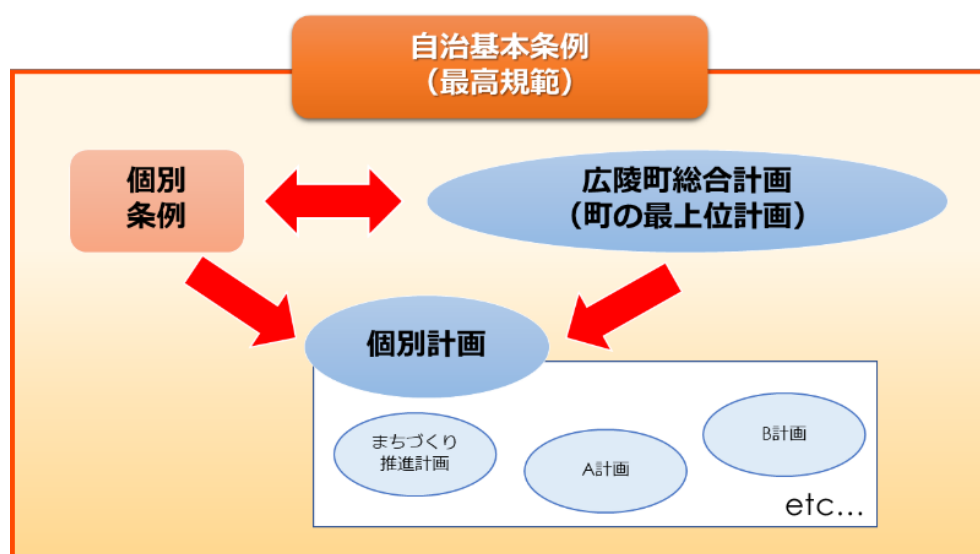
## 2 推進計画の体系

### (1) 推進計画とは

自治基本条例は本町における行政の最高規範であり、個別条例、広陵町総合計画及び個別計画を包含しています。

この自治基本条例の理念の推進を目的として、推進計画は、広陵町総合計画や主な個別計画との整合を図り、それぞれの計画が目指す参加や参画、協働における基本的な考え方・方向を示すものとして策定します。

第5次広陵町総合計画では、広陵町自治基本条例に掲げた4つの基本理念を「まちの将来像(P16参照)」の実現に向けたすべての政策・施策等の根底に共通するまちづくりの基本的な考え方(理念)として掲げています。



### (2) 推進計画の主な内容

推進会議は、まちづくりの主体として町民、町議会、行政が互いの役割を認識しながら、対等な立場でそれぞれの主体性を尊重しつつ、共通の目的のために協働していくための考え方や具体的な方法を示すものです。

特に、町民の皆さまがまちづくりの主体として活動できるよう、参画と協働のまちづくりの考え方を説明するとともに、参考となる取組事例を紹介するなど、活動の手引きとして利用していただけるものとしていきたいと考えています。

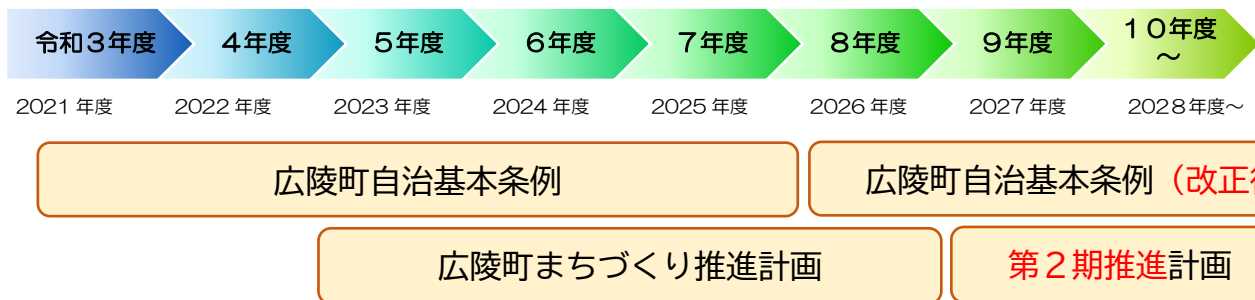
主な内容は次の通りです。

- ① 自治基本条例の施行とその理念を推進するための仕組み
- ② 町行政において参画・協働を推進する体制
- ③ 協働のまちづくりを進めるために
- ④ 参画・協働に関する基本方針と施策の展開

### 3 推進計画の計画期間

第2期推進計画の計画期間は令和9(2027)年度から令和13(2031)年度までの5ヶ年とします。ただし、計画期間中に社会情勢の変化などが生じた場合には、必要な見直しを行うこととします。

当初、推進計画の計画期間は令和5(2023)年度から令和9(2027)年度末までとしていましたが、令和7(2025)年度に自治基本条例の見直しを行い、自治基本条例を改正したことを受け、推進計画についても1年前倒して令和8(2026)年度に見直しを行い、第2期推進計画としました。



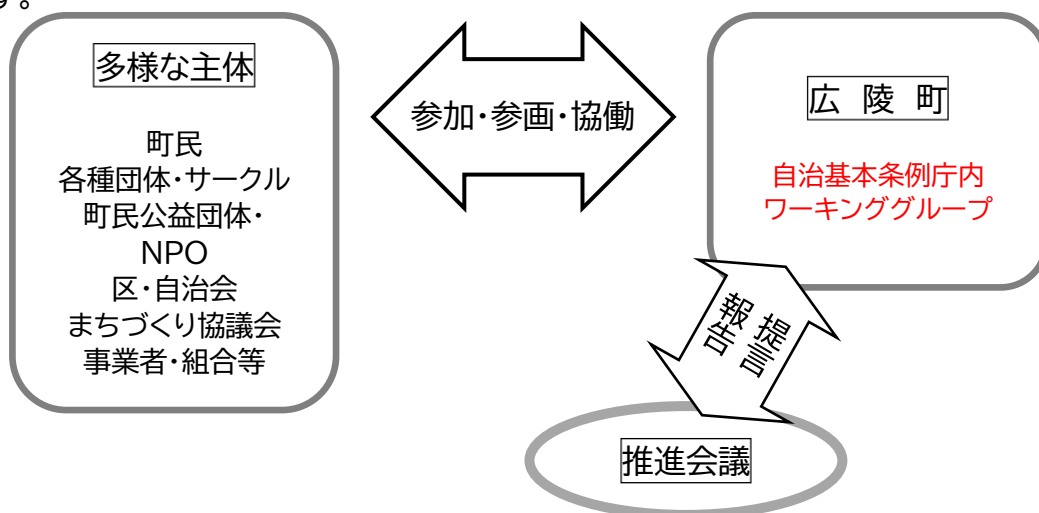
### 4 推進の体制と進行管理

協働は、本町の行政政策・施策の基礎であり、今後の施策の根幹であるため、参画と協働の運用に関しては本町の全部局において例外はありません。

町は、推進計画の実施に当たっては、部局間の連携を図り、着実かつ効率的に取組を進めていくこととします。

また、自治基本条例の見直し等必要に応じて関係する部局を横断する「自治基本条例庁内ワーキンググループ」を設置して検討を行い、これに基づき参加・参画や協働に関する施策を総合的に推進していきます。

推進計画の進行管理については、推進会議が毎年度、各部局が作成する「参画と協働施策実施状況報告書」に基づき進捗状況を把握し、検証・評価及び進行管理等を行います。

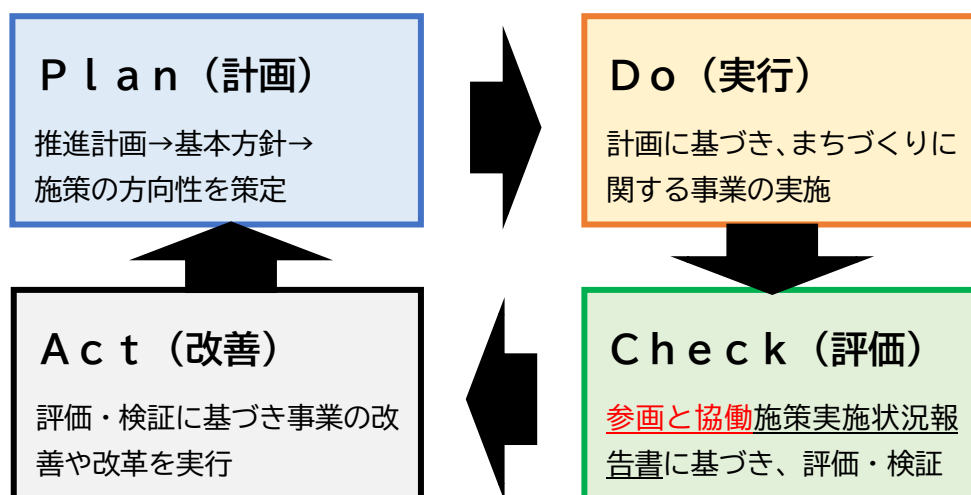


## 5 参画と協働施策実施状況報告書

本町の全部局は施策の実施に当たって、毎年度、推進計画に基づいた事業年度における成果目標(指標)を事業単位ごとに設定し、自己管理を行います。

また、参加・参画や協働に関する現状(施策目標、参加する主体、協働事業の内容等)、課題、対応策、成果等の確認を行う「参画と協働施策実施状況報告書」を作成し、推進会議へ報告して助言・提言のもと進行管理を行い、PDCAサイクルを確立して推進計画に基づく協働事業の着実な推進を図ります。

なお、行政の協働の相手先である町民をはじめ、区・自治会、まちづくり協議会などのコミュニティ組織、公益活動団体や民間事業者等の状況や意向を把握しておくことが重要であり、それらの情報公開・共有に努めます。



## 第2章 協働のまちづくりについて



### 参加・参画・協働 / 協働の基本原則 / 協働の手法

本章では、参画と協働を進めるに当たって①「参加、参画、協働」についての理解を深め、②参画と協働に加わる主体が理解しておくべき原則、③協働を進める事業の領域とそれぞれの領域に応じた手法、④協働を進めるためのステップとその具体的な事例について記述します。

### 1 参加、参画、協働とは

#### (1) 自治基本条例での定義

自治基本条例第2条では、参画、協働及びまちづくりの用語は、次のように定義されています。

参画	町の施策や事業等の計画、実施及び評価等のまちづくりの過程に、町民が主体的に関わること
協働	町民、町議会及び町長等が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ対等な立場で連携、協力しながらまちづくりに取り組むこと
まちづくり	時代に沿った、住みよく持続可能な地域社会をつくるための取り組み

#### (2) 参加とは

町民個人やグループが、まちづくりの一部(事業、イベント、研修等)に加わり、意見を述べたり体を動かして活動したりすることをいいます。

#### (3) 参画とは

「参加」の一つの形態ですが、単に参加するだけではなく、施策や事業の企画及び立案段階から関わり、主体的に取り組むこととしてしています。

第1期の計画期間中には、住民参画の1つとして公募委員枠の見直し検討や、パブリックコメントの実施手順を定めるなど、参画の機会の拡充を進めています。

#### (4) 協働とは

町民、町議会及び町長等並びにそれを支える町職員がそれぞれの役割と責任を自覚し、互いの自主性を尊重しつつ、得意な分野を持ち寄り対等な立場で連携・協力することです。違いを生かすことで、それぞれ個々に行う場合よりも大きな成果が出るのが期待されます。まちづくりの共通目標を達成するために、多様な主体と行政が協力・連携することで、より大きな成果を上げられると考えています。

協働は、参画が前提となります。必ずしも“一緒に”活動することではなく、共通の目

標に対して、それぞれの持ち場(役割分担)で成果を上げていくことでもあります。

**コラム1：地域防災訓練**

災害時には、地域の方どうしの「共助」が不可欠です。日頃から元気な方が負傷者や要支援者を助ける訓練を行うことで、いざというときに助け合える地域になります。

写真は、広陵西小学校で行われた在来校区防災訓練の様子。広陵町赤十字奉仕団による炊き出し体験や、水害を想定したボートでの避難訓練、煙体験訓練など、実際の災害時をイメージしながら学ぶことができる大変有意義な訓練となりました。



詳しくはこちら！

計画掲載事例  
まとめHPの  
QRコード

自治基本条例に当てはめると・・・

**第35条(危機管理)**

いざというときに備え、町は危機管理体制を整備しなければなりませんし、町民も、「自助」・「共助」を基本に、地域や団体等が協働し助け合うことが大切です！日頃からの備えと、地域全体の支え合いで安全・安心なまちづくりにつなげましょう。










**2 協働の基本原則**

協働事業に参加する各主体が、パートナーとして協働の相乗効果を発揮するためには、それぞれが協働の基本原則を理解して行動することが大切です。

協働は、連携してともに事業を進めていくことで、1プラス1が2ではなく、相乗効果により成果がより大きく広がります。

協働の基本原則

<p>① 目的共有の原則</p> 	<p>何のために協働するのか、事業の目的と成果の目標を事前に確認し合い、共有し、協力関係を構築することが大切です。また、社会に対して協働事業の意義を説明し、理解を求める必要があります。</p>
<p>② 対等の原則</p> 	<p>協働者は、互いに対等なパートナーとして敬意を持ち、取り組みを進めることが大切です。対等な関係から、お互いにアイデアやスキルの提供を出し合うことで、自発性、主体性が生まれます。</p>
<p>③ 自主・自立の原則</p> 	<p>協働者は、それぞれが自立・自律を目標とし、過度に依存し合うことなく事業を展開することが大切です。初期には行政が団体に対して支援をすることも必要ですが、将来的に自立を目標にしていく必要があります。</p>

<p>④ 相互理解の原則</p> 	<p>協働は、行政と町民、公益活動団体、事業者といった異なる立場が連携します。そのため、お互いの立場や特性の違いを理解し合った上で、それぞれが適した役割を果たしていくことが大切です。</p>
<p>⑤ 公開、透明性の原則</p> 	<p>協働事業の実施に当たっては、目的、過程、成果、経費等について透明性を確保し、情報公開、情報共有が大切です。また、広く町民、団体等に参加してもらえるように、公正で開かれた運営を行う必要があります。</p>
<p>⑥ 評価・見直し・期間限定の原則</p> 	<p>協働事業の途中や終了時に、過程や成果について評価・検証(PDCAサイクル)を行い、事業や参加者同士の関係性を高めていく必要があります。一方で、当初の成果が出たら、事業は速やかに終える必要があります。</p>
<p>⑦ 相互変革の原則</p> 	<p>協働は、複数かつ異なる性質の主体が参加します。事業を実施する中で、相手に合わせたり、良い考え方・進め方があれば学びあったり、ともに柔軟に対応していく必要があります。こうした経験を通じて、それぞれの組織や仕事のやり方を改善するきっかけとなることがありますので、変革を拒否しないことが大切です。</p>

注：各自治体の協働に関するガイドラインなどから集約しています。

### 3 協働の領域

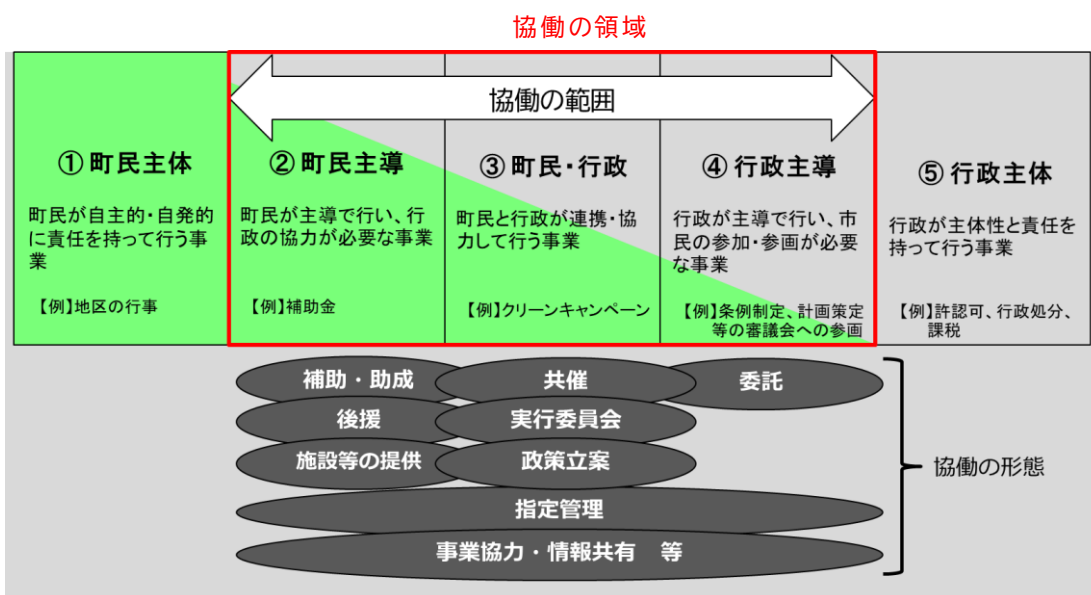
次の図は主に町民と行政との協働について説明するものです。

①は、町民が主体となって自ら行う事業で、たとえば、地区の行事などです。

⑤は、行政が専ら行う事業で、許認可、行政処分、課税などがあります。

その中間の②～④がまさに協働の範囲といえます。事業のあり方によって、町民、行政の関わりの度合いは異なります。例をあげると、②は、町民や団体が行う事業に対して行政が補助金を出すことなど。③は、政策立案や実行委員会といった、町民と行政が一緒に連携・協力して行うことなど。④は、行政が組織する条例制定審議会や、計画策定審議会などへ町民が参画することなどです。

ただし、①の領域も町民や事業者相互の協働が広く見られます。また、⑤の領域は行政の専門領域と考えられますが、たとえば「人事・人材」に関する内容で「どのような公務員が住民にとって望ましいのか」について、町民の意向を聞くことは協働と言えます。その意味では、全ての領域が協働の範囲と考えることができます。



#### 4 協働の手法

協働の手法には、下表のようにさまざまありますが、協働事業によって適した手法は異なります。そのため、最適な手法を選ぶことが大切です。

協働の手法

協働の手法 (○内の数字は、上図の「協働の範囲」)	内 容
② 補助・助成	公共的事業を行う民間団体に資金や人的な支援を行うもの。 <b>例</b> : 広陵町協働のまちづくり提案事業補助金
② 施設等の提供	地域活動団体、町民公益活動団体等に公共施設の一部(余裕教室等)を提供する。 <b>例</b> : カフェスペースの利活用
③ 政策立案	町民の多様なアイデア、意見、発想を、政策や事業に反映するもの。 <b>例</b> : 自治基本条例推進会議
③ 実行委員会	さまざまな主体が共同主催者としてともに責任を負って事業を行うもの。企画段階からの協働を進めることができる。 <b>例</b> : かぐや姫まつり実行委員会
② 後援、③ 共催	後援は、名義の提供やイベント周知などの間接的な支援。各イベントにおいて町や教育委員会における後援名義が多い。共催は、町民と行政とが協力しながら一緒に事業を行うもの。 <b>例</b> : 広陵元気塾

<p>②～④ 委託・指定管理者制度</p>	<p>行政が行う事業を民間の専門性、効率性を活かせるように委託する。  <b>例</b>：はしお元気村や広陵パークゴルフコースの民間業者への指定管理</p>
<p>②～④ アドプト制度</p>	<p>アドプト(Adopt)は、英語で「養子縁組をする」という意味。町民が公共施設、インフラ(河川や道路等)の里親となり、管理を担い、行政は物品(アスファルトやコンクリート、清掃物品や草刈り機)の支給などを行う。奈良県内では、奈良市、桜井市など多数の事例がある。</p>

### コラム2：住民ワークショップ

写真は、リレーセンター広陵跡地利活用アイデアワークショップの様子です。課題を解決する時は、関係者がしっかりと熟議する必要があります。

リレーセンター広陵の跡地を町民にとってよりよい形で活用できるように、たくさんのアイデアをいただきました。



自治基本条例に当てはめると・・・

#### 第12条(参加、参画と協働の制度)

町では、重要な条例や計画を作るとき町民からの意見を生かして政策、施策に反映しています。まちづくりに関して、町民と町が学び合い、自由に意見交換し合意形成を行う場が重要ですね。

詳しくはこちら！

計画掲載事例  
まとめHPの  
QRコード

### コラム3：公共施設の指定管理

はしお元気村やパークゴルフコースは、指定管理を実施しています。町が直接運営するのではなく、施設の特徴を生かし、施設運営のノウハウと経験を合わせて民間に委託しています。

今後は地域やNPO団体が運営する施設が誕生するかもしれません。



自治基本条例に当てはめると・・・

#### 第8条(事業者の役割と責務)

事業者は、地域社会を支え、構成する一員として、まちづくりの推進に寄与するよう努めることとされています。持続可能なまちづくりには、多様な主体の得意分野を活かして、役割分担しながら協働することが大切ですね。

## 5 協働を進めるステップ

協働は、次の段階を踏んで進めます。

① 何を協働で取り組んだら効果的か、という事業の目的・目標を関係者間で共有します。

② 協働事業の内容(役割分担)を両者で決めます。その時、それぞれの持っている能力、資源を最大限に活かせるように、また、相乗効果により成果が広がっていくように連携する部分のすり合わせを行います。

③ 協働事業を役割に応じて実行します。事業の節目節目で、活動内容や成果について情報共有します。また理解を広げ、深めるために、活動内容を公開し、透明性を保つことも必要です。

④ 協働事業の評価(振り返り)を行い、経験を次のステップにつなげます。



## 6 参画と協働をスムーズに進めるために

- できるところからやってみましょう。
- 目標と情報(方針、手段、役割分担、予算など)を関係者全員で共有しましょう。
- 課題の発見段階から協働しましょう。
- たくさんの人や団体が事業に参加し、みんなの参加意欲を引き出す工夫をしましょう。
- これまでの協働事業(先行事例)から学び、良い部分は吸収しましょう。
- 町民も、行政職員も学びあって、自ら成長しましょう。
- 頑張る人を応援する雰囲気をつくりましょう。
- 地域自治・住民自治の確立を意識しましょう。

※4～6に掲載している事例は、あくまで一例です。実施する事業によって進め方は異なりますので、みなさんが進めやすいと考えるやり方で進めてください。

#### コラム4：あいさつ・見守り

写真は、20年以上ボランティアで続けられている下校時の見守り活動。初めはあいさつをしても、子どもたちは恥ずかしがったりして返事しませんが、毎日顔を合わせるようになると、子どもから「ただいま！」とあいさつすることも。

犯罪や交通事故をなくすためにも、「まずはあいさつ」からですね。



自治基本条例に当てはめると・・・

##### 第6条(町民の役割と責務)

町民は、まちづくりの主体として、積極的にまちづくりに参画するよう努めなければなりません。みんなが安全に、安心して豊かに暮らせるまちづくりのため、地域での普段からの「あいさつ」など、できることから取り組みましょう。

詳しくはこちら！

計画掲載事例  
まとめHPの  
QRコード

#### コラム5：箸尾ハロウィン実行委員会×萱野子ども会

「楽しみながら町が好きになる」をテーマに、箸尾地区でスタンプラリー等のイベントを実施する箸尾ハロウィン実行委員会。イベントの運営には、萱野子ども会の子どもたちが「子ども特派員」として参画し、責任感を持ってイベントを支えています。

「自分たちの町を自分たちで面白くする！」萱野子ども会の活動理念です。地域の行事やイベントに参加するだけでなく、企画・運営に携わって「参画」することで、地域への愛着も深まりますね。

自治基本条例に当てはめると・・・

##### 第7条(子どもの権利)

子どもも立派な地域社会の一員で、将来の町の担い手です。子どもは、年齢に応じてまちづくりに加わる権利を持っています。大人は、子どもたちが主体的に「自分たちの町を自分たちで面白く」できるように、環境づくりに努めましょう。



詳しくはこちら！

計画掲載事例  
まとめHPの  
QRコード

### 第3章 協働のまちづくりの現状と課題



人口減少 / 持続可能なまちづくり / まちへの愛着

#### 1 広陵町の現在と今後

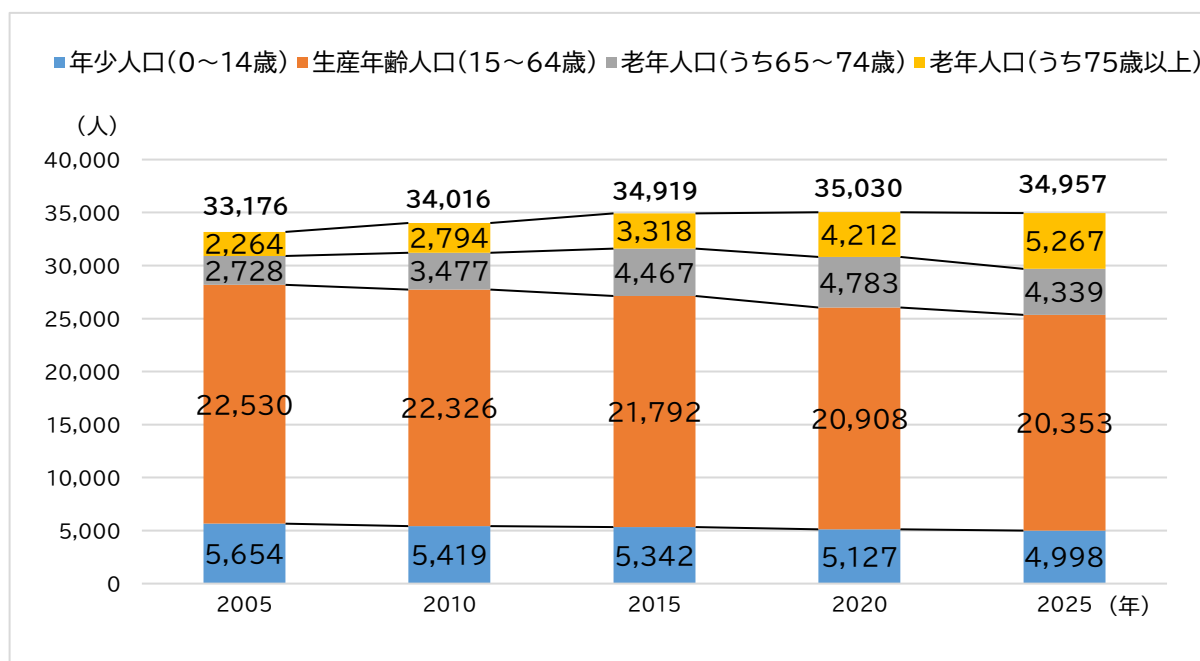
##### (1) 広陵町の人口構成

下の図は、平成14(2002)年から令和7(2025)年の住民基本台帳に基づく年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)、老年人口(うち65~74歳)、老年人口(うち75歳以上)の4つに区分して人口の推移をグラフにしたものです。

昭和30(1955)年に広陵町が誕生して以降、5年ごとに見ると人口はほぼ一貫して増加してきましたが、増加幅は縮小傾向にありました。令和7(2025)年調査では令和2(2020)年度調査から73人(約0.2%)の減少となり、ついに減少局面に入ったのではないかと考えられます。現在も在来地域を中心に住宅開発が進み、転入が見込まれていますが、長期的には全国同様、人口減少が想定されます。

また、人口を区分ごとに見ると年少人口と生産年齢人口は漸減、老年人口は急増という傾向が確認できます。

広陵町の人口(平成17(2005)年から令和7(2025)年の推移、各年3月31日現在)



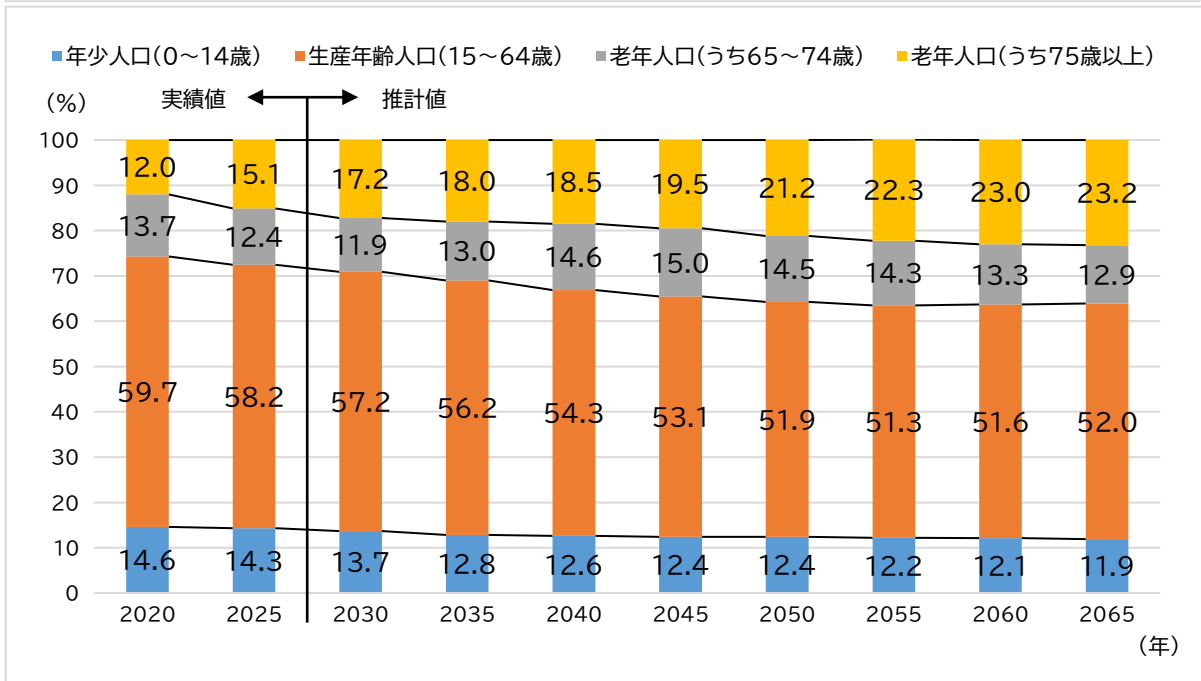
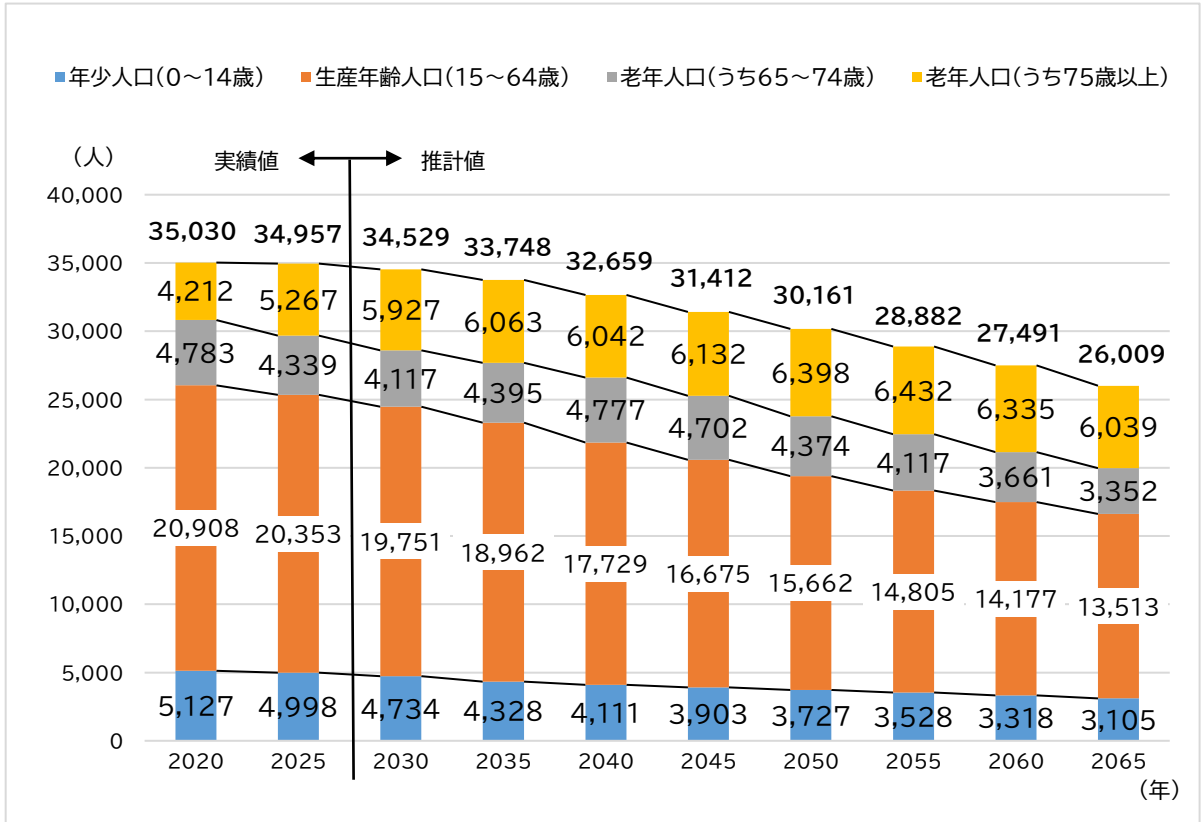
##### (2) 広陵町の将来人口の推計

次ページの図は、これまでの人口の推移を踏まえて、令和12(2030)年から2065年までの間を対象として人口を4つに区分して5年ごとに推計した結果をグラフにしたものです。

推計によると期間を通じて人口は一貫して減少し、特に生産年齢人口は大幅に減

少する一方老年人口はほぼ一定となっています。これにより、人口構成は大きく変化し、老年人口の割合が高くなっていきます。

広陵町の将来人口及び将来人口構成比率(令和12(2030)年以降の推計値、各年3月31日現在)



出典:第5次広陵町総合計画中期基本計画・第3次広陵町人口ビジョン(2026年4月)

### (3) 広陵町を取り巻く社会環境の変化

将来人口の推計から、勤労世代の縮小による税収の減少に加えて、高齢者世代の増加に伴う社会保障に係る経費(扶助費)の増大によって、自治体財政はより一層厳しくなることが見込まれます。

このため、これまで続けられてきた行政サービスができなくなるおそれがあります。

これに加えて、デジタル技術の進展、激甚化・頻発化している気象災害、気候変動、気候危機、感染症対策等、新たな行政課題に対応する必要があります。

### (4) 持続可能なまちづくり

広陵町が想定される人口が減少する中での少子高齢化になっても持続可能で住み続けられるまちにしなければなりません。このため、令和4(2022)年に策定した第5次広陵町総合計画には、まちの将来像として「be Happy～未来につながるまち広陵～」が掲げられています。

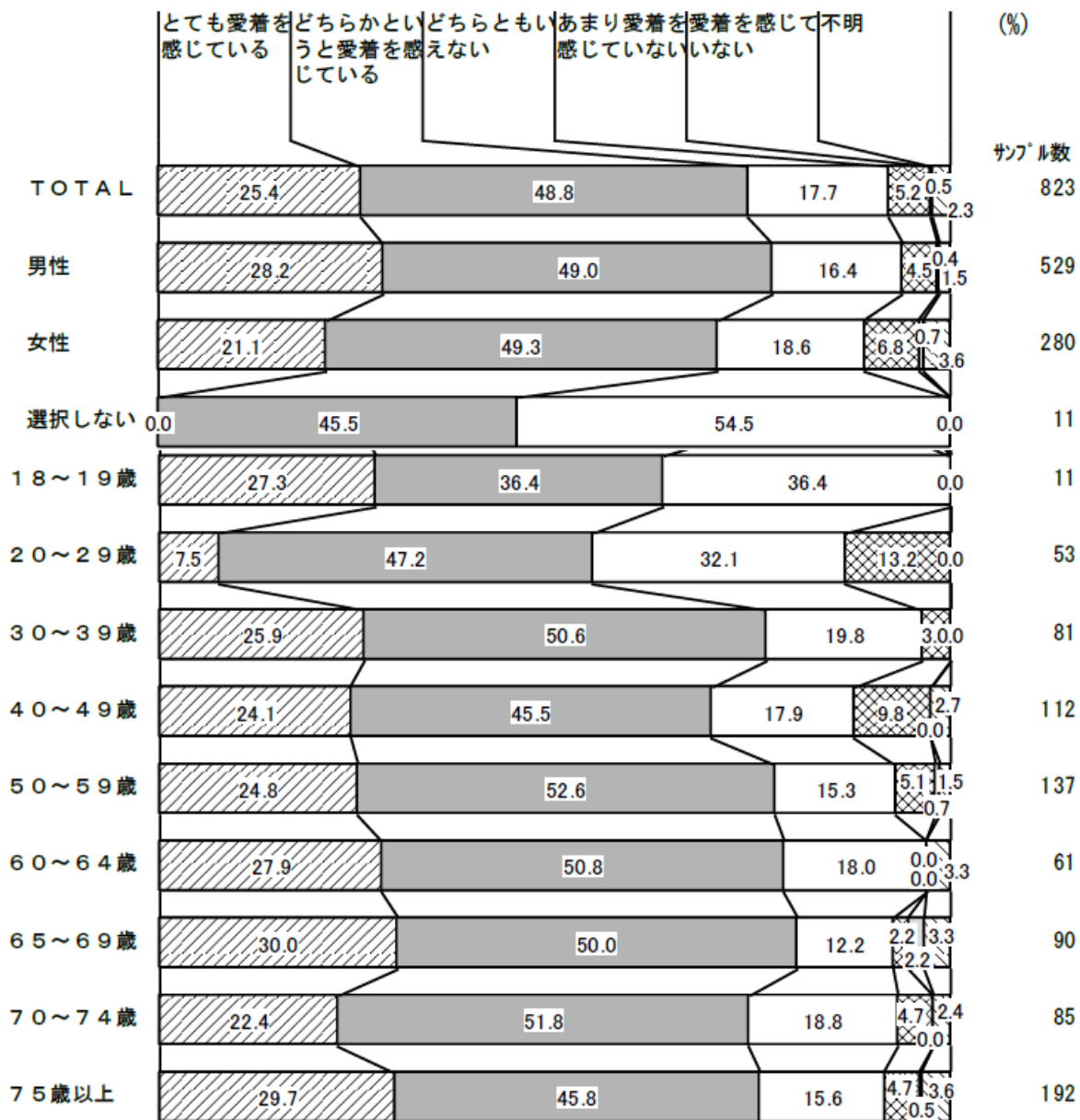
あらゆる世代の人たちが、自分たちの得意分野を持ち寄り参加、参画、協働することで持続可能なまちづくりが実現できます。



### (5) この町を愛する心を

町民がまちづくりに関心を持ち続けるには、この町が好きでいつまでも住み続けたいと思う気持ちが大切です。まちへの愛着度として「とても愛着を感じている」「どちらか」というと愛着を感じている」の合計は74.2%であり、多くの人々が町に愛着心を持っていることがわかります。今後も町を愛する心を持つ町民を維持、増やすことで、まちづくりを活発にしていける必要があります(次図参照)。

まちへの愛着度(性別、年齢別)



出典:第5次広陵町総合計画中期基本計画

## 2 協働のまちづくりの現状と課題

### (1) 基礎的コミュニティ(区・自治会)

#### 現状

基礎的コミュニティ(区・自治会)は、自治基本条例第15条に規定された組織で、地域住民同士の助け合いや親睦を深め、生活環境の向上・発展を図り、町などと連携・協働してより良い地域社会づくりを進めることを目的に、主体的に結成された住民組織です。

広陵町には、令和8(2026)年現在、41の区・自治会があり、各地域が創意工夫を凝らした活動に取り組んでいます。

・各区・自治会が行っていること(一例)

防災活動、地域防災訓練

地域行事(夏・秋祭り、地域清掃)

行政からの情報伝達(広報紙の配布、回覧板での周知)

各地域公民館・集会所の管理

児童見守り など

#### 課題

広陵町における区・自治会の加入率は約〇〇%(令和8(2026)年9月現在)であり、近隣市町に比べても比較的高い数値となっています。しかし、新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化、共働き等による生活様式の多様化によりコミュニティの希薄化や区・自治会への未加入者の増加が課題となっています。また、多くの地域で将来の地域の担い手について、不安を感じています。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年
区・自治会 加入率	87.48%	89.43%	88.86%	87.54%	85.11%	〇〇.〇 〇%

### (2) まちづくり協議会

#### 現状

真美一まちづくり協議会

令和4年4月10日設立

まちづくり協議会は、自治基本条例第16条、第17条に規定された組織で、おおむね小学校区程度の大きさを想定した地域組織です。令和8(2026)年現在、広陵町内では真美ヶ丘第一小学校区で組織されています。単独の団体で解決できない地域課題を連携・協働して解決を目指しています。

#### 課題

まちづくり協議会は、各種団体が対等な立場で話し合わなければなりません。多くの

方が集う場であることから、事前の調整や情報共有、情報整理が重要です。

#### コラム6：小学校校庭の除草作業

まちづくり協議会では、学校や子どもを中心にボランティアの皆さんが頑張っています。写真は、真美ヶ丘第一小学校での除草作業。休み時間になると、子どもたちが元気にあいさつし、活動する皆さんに感謝しています。

自治基本条例に当てはめると・・・

#### 第17条(まちづくり協議会の役割と責務)

まちづくり協議会は、自らの活動に責任を持って主体的にまちづくりを行い、心豊かな地域社会の実現に取り組むこととされています。「あいさつ」「感謝の気持ち」が飛び交う、心豊かなまちづくりに努めましょう。

詳しくはこちら！

計画掲載事例  
まとめHPの  
QRコード



### (3) 各種団体・町民公益活動

#### 現 状

各種団体は、特定の課題や目的を持った人々が自発的、主体的に集まった団体です。

・団体(一例)

【コミュニティ型】……地域全体を運営、経営する組織

各区・自治会

区長・自治会長会

【アソシエーション型】……特定の地域課題の解決に取り組む組織

商工会

民生委員・児童委員協議会

老人クラブ連合会

子ども会連合会

婦人会

社会福祉協議会

青少年健全育成協議会

消防団

防災士ネットワーク

PTA連絡協議会

公民館活動クラブ

文化協会、スポーツ協会 など

※NPO法人やボランティア団体もこれらに当たります。

## 課題

さまざまな団体では、区・自治会同様高齢化が課題となり、後継者や将来の担い手が懸念されています。今後は、時代の潮流に合わせた公益活動のあり方について検討する必要があります。

### コラム7：おしゃべりサロン南郷

地域の茶話会などのサロン活動を実施するボランティア団体。写真は、新型コロナウイルスの影響によりサロン活動が中止となったため、花を持って高齢者宅を訪問し、お話を聞いています。

自治基本条例に当てはめると・・・

#### 第18条(まちづくり活動への支援・町民公益活動)

社会的課題の解決やまちづくりのためには、ボランティア団体やNPO等の活動も重要です。地域での普段からのきめ細やかな声かけで、安心して暮らせるまちづくりにつながりますね。

詳しくはこちら！

計画掲載事例  
まとめHPの  
QRコード





広陵町まちづくり推進計画は、  
自治基本条例推進会議で  
**協働**して作成しました。



条例周知部会



計画推進部会

◀ 推進会議委員協議の様子 ▶



条例周知の取り組みも  
**協働**して行っています！

令和8年1月24日開催  
広陵町自治基本条例  
シンポジウム



